

■ 日 時

2020年6月27日（土曜日）午前10時
（受付開始午前9時30分）

■ 場 所

東京都港区高輪4丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー15F トパーズ15

■ 議 案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

目 次

株主の皆様へ	P1
招集ご通知	P3
株主総会参考書類	P4
事業報告	P8
連結計算書類	P28
計算書類	P31
監査報告	P34
事業報告 附属資料	P43

第25期定時株主総会 招集ご通知



株主の皆様へ



株式会社エヌ・シー・エヌ

代表取締役社長

田 鎖 郁 夫

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第25期（2019年4月1日から2020年3月31日）定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

創業当初から「日本に安心・安全な木構造を普及させる」「日本に資産価値のある住宅を提供する仕組みをつくる」という目標のもと、事業を推進してまいりました。

第25期は、木造耐震設計事業や省エネルギー計算サービスにおいては、持続可能社会に貢献する事業としてとらえ、SDGsの観点をもって経営を推し進めました。また、順調に成長している大規模木造建築（非住宅）分野においては、更なる成長をすべく、新会社の設立を行いました。

今後も上場企業として、業容拡大とともに皆様から信頼され、社会に貢献できる存在となり、目標を実現させるべく邁進してまいります。

新型コロナウイルス感染症が世界に及ぼす影響は甚大かつ不透明であります、これからも、安心・安全な社会、木材を利用した持続可能な建築の普及に寄与してまいります。

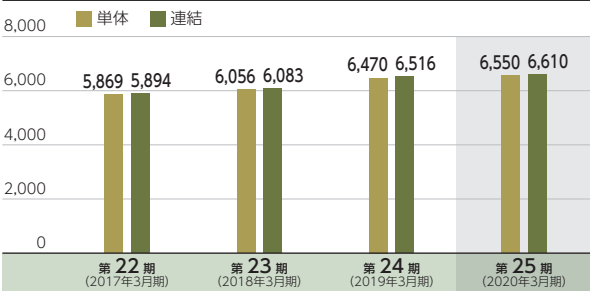
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当社の目標

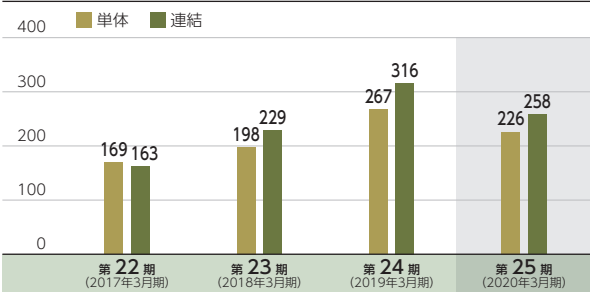
日本に安心・安全な木構造を普及させる。
日本に資産価値のある住宅を提供する仕組みをつくる。

業績ハイライト

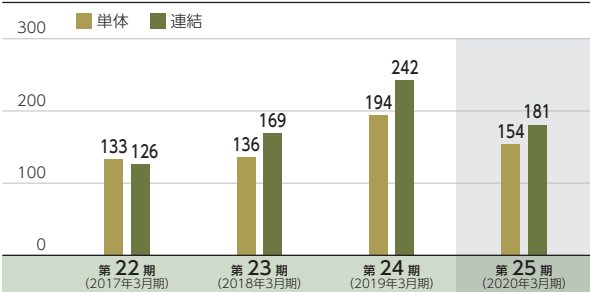
売上高 (単位：百万円)



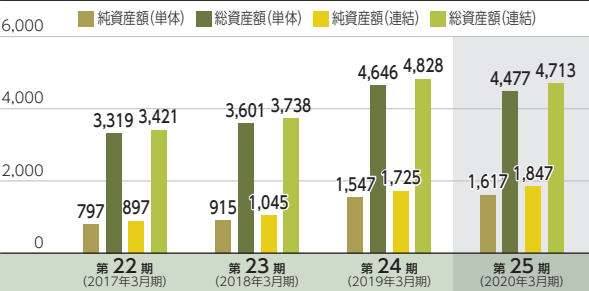
経常利益 (単位：百万円)



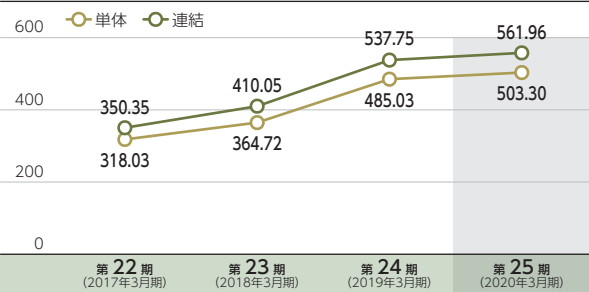
親会社株主に帰属する当期純利益／当期純利益 (単位：百万円)



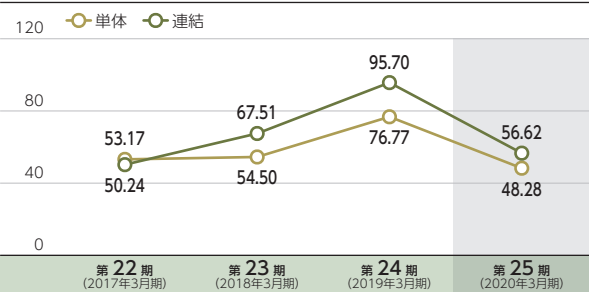
純資産額／総資産額 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



※2018年12月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、2017年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

株 主 各 位

証券コード 7057

2020年6月12日

東京都港区港南1丁目7番18号

株式会社エヌ・シー・エヌ

代表取締役社長 **田鎖郁夫**

第25期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに当社第25期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

第25期定時株主総会を次のとおりで開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

日 時 2020年6月27日（土曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）

場 所 東京都港区高輪4丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー15F トパーズ15
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

◎新型コロナウイルス感染拡大防止については、別紙をご参照ください。

また、懇談会は開催いたしませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目的事項 報告事項

1. 第25期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ncn-se.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.ncn-se.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した対象の一部であります。

①「連結注記表」 ②「個別注記表」

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第25期の期末配当をいたしたいと存じます。

● 期末配当に関する事項

- 1** 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2** 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金**26円**といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は**83,551,000円**となります。
- 3** 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役杉山恒夫、田鎖郁夫、藤井義久、長屋充容、松井忠三、内山博文の6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、当社の取締役であった山河和博氏は2020年2月29日付で辞任により退任しております。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	すぎ やま つね お 杉 山 恒 夫 (1932年3月12日) 	1951年 1 月 合名会社丸七白川口製作所（現合名会社丸七）入社 1976年 6 月 丸七住研工業株式会社（現セブン工業株式会社） 専務取締役就任 1984年 3 月 同社 代表取締役社長就任 1996年12月 当社設立 代表取締役社長就任 2000年 1 月 株式会社シティホテル美濃加茂 代表取締役就任（現任） 2003年 6 月 白川観光開発株式会社 代表取締役就任（現任） 2006年 6 月 当社 代表取締役会長就任 2013年 6 月 当社 取締役会長就任（現任）	217,000株
2 再任	た くさり いく お 田 鎖 郁 夫 (1965年10月9日) 	1989年 4 月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社 1996年12月 当社設立（出向） 1999年 2 月 当社 取締役就任 2004年 2 月 ムジ・ネット株式会社（現株式会社MUJI HOUSE） 取締役就任 2006年 6 月 当社 代表取締役社長執行役員就任（現任） 2009年 4 月 ムジ・ネット株式会社（現株式会社MUJI HOUSE） 専務取締役就任（現任） 2016年 5 月 一般社団法人木のいえ一番振興協会 理事就任 （現一般社団法人木のいえ一番協会理事）（非常勤）（現任） 2016年 6 月 一般社団法人日本CLT協会 理事就任（非常勤）（現任） 2016年 8 月 株式会社一宮リアライズ 取締役就任（現任） 2017年 9 月 一般社団法人耐震住宅100%実行委員会 代表理事就任 （非常勤）（現任）	582,000株
3 再任	ふじ い よし ひさ 藤 井 義 久 (1967年2月18日) 	1992年 4 月 藤木海運株式会社入社 1996年 8 月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）名古屋支社入社 1999年 3 月 当社入社 2001年10月 当社 取締役就任 2006年 6 月 当社 常務取締役就任 2009年 6 月 当社 専務取締役就任 2013年 6 月 SE住宅ローンサービス株式会社 取締役就任 2013年 6 月 当社 常務取締役就任 2017年 6 月 当社 専務取締役専務執行役員就任（現任）	202,000株

候補者番号	ふりがな 氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4※ 新任	ふく た ひろ し 福田 浩史 (1974年5月23日) 	1999年 4 月 株式会社熊谷組入社 2002年 6 月 当社入社 2013年 4 月 当社 執行役員営業設計部長就任 2017年 4 月 当社 執行役員特建事業部長(現任) 2020年 2 月 株式会社木構造デザイン 代表取締役社長就任(現任)	13,000株
5※ 新任	ふじ こう へい 藤 幸平 (1980年8月16日) 	2005年 4 月 ソフトバンク・ブロードメディア株式会社 (現ソフトバンクグループ株式会社) 入社 2005年10月 クラビット株式会社(現ブロードメディア株式会社) 転籍 2009年 3 月 ユナイテッドベンチャーズ株式会社入社 2020年 5 月 当社入社	一株
6 再任 社外 独立	まつ い ただ みつ 松井 忠三 (1949年5月13日) 	1973年 6 月 株式会社西友ストアー(現合同会社西友) 入社 1993年 5 月 株式会社良品計画 取締役就任 2001年 1 月 同社 代表取締役社長就任 2008年 2 月 同社 代表取締役会長兼執行役員就任 2009年 5 月 ムジ・ネット株式会社(現株式会社MUJI HOUSE) 代表取締役社長就任 2010年10月 株式会社T&T(現株式会社松井オフィス) 代表取締役社長就任(現任) 2013年 9 月 株式会社アダストリアホールディングス (現株式会社アダストリア) 社外取締役就任(現任) 2014年 6 月 株式会社リそなホールディングス 社外取締役就任(現任) 2015年 5 月 株式会社ネクスステージ 社外取締役就任(現任) 2016年 6 月 当社 社外取締役就任(現任) 2016年11月 株式会社サダマツ(現フェスタリアホールディングス株式会社) 社外取締役就任(現任)	10,000株
7 再任 社外 独立	うち やま ひろ ふみ 内山 博文 (1968年11月29日) 	1991年 4 月 株式会社リクルートコスモス入社 1992年 4 月 株式会社岩手観光ホテル転籍 1996年 4 月 株式会社都市デザインシステム入社 2001年 7 月 同社 取締役就任 2005年 5 月 株式会社リビタ 代表取締役就任 2013年 6 月 一般社団法人リノベーション住宅推進協議会 (現一般社団法人リノベーション協議会) 会長就任(現任) 2016年 8 月 u.company株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2016年 8 月 Japan.asset management株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2019年 6 月 当社 社外取締役就任(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者藤井義久氏は、2020年4月に養子縁組を解消したことにより姓を杉山から藤井に変更しております。
4. 取締役候補者のうち、松井忠三氏及び内山博文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役との責任限定契約について
- (1)社外取締役候補者の選任理由
- 松井忠三氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり経営者として豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンスの強化になると考え、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- なお、松井忠三氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
- 内山博文氏を社外取締役候補者とした理由は、一般社団法人リノベーション住宅推進協議会（現一般社団法人リノベーション協議会）の会長等としてリノベーション業界における豊富な知識と経験を有しており、客観的視点及び独立性をもって当社の事業発展に向けた経営監視を遂行するに適任であると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- なお、内山博文氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
- (2)社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、松井忠三氏及び内山博文氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、報酬の3カ年分又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、松井忠三氏及び内山博文氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- (3)社外取締役の独立役員について
- 当社は、松井忠三氏及び内山博文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。松井忠三氏及び内山博文氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き松井忠三氏及び内山博文氏を独立役員とする予定であります。
6. 取締役会出席状況
- 各取締役の当事業年度に開催された取締役会（15回）の出席回数は、杉山恒夫氏14回、田鎖郁夫氏15回、藤井義久氏15回、松井忠三氏15回、内山博文氏11回となっております。なお、内山博文氏の出席状況については、2019年6月22日の取締役就任以降に開催された取締役会（11回）を対象としております。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2020年2月29日付辞任により退任した取締役山河和博氏及び本総会終結の時をもって任期満了により退任する取締役長屋充容氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
山 河 和 博	2007年 6 月 当社取締役 2017年 6 月 当社常務取締役 2020年 2 月 当社取締役辞任
長 屋 充 容	2018年 6 月 当社取締役 現在に至る

以 上

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中、政府の各種政策効果もあり、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、2020年1月からはじまった新型コロナウイルス感染拡大の影響により減速傾向となり、その先行きは依然として不透明な状況にあります。

住宅業界においては、低水準の住宅ローン金利や政府による継続的な住宅取得支援策等の一定の効果はありましたが、2019年（1月～12月）の新設住宅着工戸数は90万5千戸と前年比4%減となりました。2020年1月以降は消費増税によるマイナス効果が大きく、1月は前年同期比13.7%減、2月は同12.3%減と低調に推移いたしました。

当社グループはこのような経営環境のなか、住宅分野では売上高5,580百万円となり、前年同期比3.4%減となりました。一方、非住宅分野では、2010年10月に施工された「公共建築物等木材利用促進法」により、国や地方自治体の関与する公共建築物への木材利用が促進され、住宅より規模の大きい建築物にも木造化に伴う受注が増加しており、売上高720百万円（前年同期比65.6%増）となりました。

また、SE構法以外の木造構造計算のニーズの高まりを受け、SE構法以外の非住宅木造建築物の構造設計と生産設計をおこなう「株式会社木構造デザイン」を木造プレカットCAD開発トップシェアのネットイーグル株式会社（福岡県福岡市 代表取締役社長 祖父江久好）との合併会社として設立いたしました。

その他（新規事業部門）におきましては、住宅の省エネルギーを表示する基準となる「BEI値基準」が国土交通省より発表され、BEI値（住宅の一次エネルギー消費量）を計算するサービスを本格的にスタートさせました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は6,610百万円（前年同期比1.4%増）となりました。利益につきましては、広告宣伝費、人件費の増加により、営業利益229百万円（前年同期比12.3%減）、経常利益258百万円（前年同期比18.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益181百万円（前年同期比25.2%減）となり、売上高営業利益率は3.5%、ROE（自己資

本当期純利益率)は10.2%となりました。

なお、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益181百万円には、連結損益計算書に記載のとおり、過年度法人税等9百万円が含まれております。本金額を控除した後の親会社株主に帰属する当期純利益は190百万円(前年同期比21.4%減)となります。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業別売上高

事業区分	第24期 (2019年3月期) (前連結会計年度)		第25期 (2020年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	増減率
木造耐震設計事業						
住宅分野	5,777,985	88.7%	5,580,220	84.4%	△197,765	△3.4%
大規模木造建築(非住宅)分野	435,282	6.7%	720,891	10.9%	285,609	65.6%
その他	303,167	4.6%	309,271	4.7%	6,104	2.0%
合計	6,516,436	100.0%	6,610,382	100.0%	93,946	1.4%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は47百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

木造耐震設計事業 木造軸組構造計算システムの開発

木造耐震設計事業 業務システムの開発

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

木造耐震設計事業 業務システムの開発

③ 資金調達の状況

当社グループは、新株予約権の行使により5,640千円調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社グループは、2019年12月16日にYADOKARI株式会社の株式40株を取得いたしました。
当社の持株比率は20.0%です。
また、2020年2月10日に株式会社木構造デザインをネットイーグル株式会社との合併会社
として設立いたしました。当社の持株比率は80.0%です。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 22 期 (2017年3月期)	第 23 期 (2018年3月期)	第 24 期 (2019年3月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高(千円)	5,894,479	6,083,236	6,516,436	6,610,382
営 業 利 益(千円)	125,047	184,689	261,495	229,382
経 常 利 益(千円)	163,704	229,361	316,530	258,294
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	126,045	169,384	242,838	181,531
1株当たり当期純利益 (円)	50.24	67.51	95.70	56.62
総 資 産(千円)	3,421,451	3,738,111	4,828,945	4,713,216
純 資 産(千円)	897,970	1,045,872	1,725,997	1,847,790
1株当たり純資産 (円)	350.35	410.05	537.75	561.96
自 己 資 本 比 率 (%)	25.7	27.5	35.4	38.3
自 己 資 本 利 益 率 (%)	15.3	17.8	17.7	10.2

(注) 当社は2018年12月4日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 22 期 (2017年3月期)	第 23 期 (2018年3月期)	第 24 期 (2019年3月期)	第 25 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	5,869,542	6,056,571	6,470,851	6,550,114
経常利益(千円)	169,827	198,245	267,971	226,468
当期純利益(千円)	133,405	136,739	194,807	154,785
1株当たり当期純利益 (円)	53.17	54.50	76.77	48.28
総資産(千円)	3,319,369	3,601,400	4,646,389	4,477,576
純資産(千円)	797,941	915,087	1,547,013	1,617,354
1株当たり純資産 (円)	318.03	364.72	485.03	503.30

(注) 当社は2018年12月4日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
SE住宅ローンサービス株式会社	30,000千円	100.0%	SE構法による住宅専用ローンの販売代理事業
株式会社MAKE HOUSE	60,000千円	51.0%	BIMソリューション（注1）の開発及び販売事業
株式会社木構造デザイン（注2）	50,000千円	80.0%	SE構法以外の非住宅木造建築物の構造設計事業と生産設計事業

（注） 1. BIMとはBuilding Information Modeling（ビルディング・インフォメーション・モデリング）の略称になります。コンピューター上に作成した3次元の建物のデジタルモデルに、コストや仕上げ、管理情報などの属性データを追加した建築物のデータベースを、建築の設計、施工から維持管理までのあらゆる工程で情報活用を行うためのソリューションを提供します。

2. 2020年2月10日付けで、株式会社木構造デザインをネットイーグル株式会社との合併会社として設立いたしました。当社の持株比率は80.0%です。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大の影響により先行きが不透明な状況ではありますが、健全な財務体制を維持しつつ、当社グループにおける目標を実現するために必要と考える対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 木造耐震設計事業住宅分野の収益の拡大

当社グループは、木造耐震設計事業を主力事業としておりますが、この事業の安定的・継続的な発展が収益基盤の基礎として必要であると考えております。そのためには、登録施工店ネットワークの継続的な拡大に向けて、工務店を中心とした新規顧客の開拓を着実に進めていくことが必要不可欠であり、人員の配置転換等により営業体制の強化を進めてまいります。

また、高付加価値の工務店ブランドである「重量木骨の家」についても、パートナー工務店の拡大とともに、WEBプロモーションを推進し、ブランド化を進めてまいります。

今後も、登録施工店ネットワークを通じたSE構法の更なる普及により、住宅分野の収益基盤の拡大を図ってまいります。

② 木造耐震設計事業大規模木造建築（非住宅）分野での収益の拡大

国内における木材利用の促進政策として2010年10月に公共建築物等木材利用促進法が施行されたことにより、国や地方自治体の関与する公共建築物への木材利用が促進されております。また集合住宅や病院・保育園等においても木造建築のニーズが高まっております。これら住宅よりも規模の大きい木造建築においては、当社グループがこれまで培った構造計算ノウハウが必要となることから、当事業年度においても順調に受注を増やし売上を伸ばしております。

また、SE構法以外の木造構造計算ニーズの高まりに対応し、SE構法以外の大規模木造非住宅建築物の構造設計と生産設計をおこなう「株式会社木構造デザイン」をネットイーグル株式会社との合併会社として2020年2月に設立いたしました。

今後は、大規模木造非住宅建築に対応した設計システム等の技術研究開発や、構造加工品等の生産・供給体制を更に強化し、当社グループとして非住宅分野における収益の拡大を図ってまいります。

③ 構造加工品の供給体制の強化

当社グループは全国10か所の構造加工工場に集成材等の加工を委託しております。今後の住宅分野及び非住宅分野の拡大に対応して構造加工工場の増設を行うとともに、M&Aによる構造加工の内製化も視野に、供給体制の強化を図ってまいります。

④ SE構法中古住宅物件の買取再販事業創設に向けて

当社グループは「日本に資産価値のある住宅を提供する仕組みをつくる」ことを目標の一つとして掲げております。この目標は、当社グループがこれまでの25年間で出荷してきたSE構法構造計算累積出荷2万4千棟について、中古住宅物件としての買取再販を事業化することで実現されと考えております。

この中古住宅物件マーケットへの参入に際しては、その前に、中古住宅物件に対するメンテナンスサービスや構造躯体・環境性能についての検査サービスの充実が必要であり、これにより当社グループが扱う中古住宅物件について国土交通省指定の「安心R住宅」認定を取得することが必要と考えております。

今後、これらのサービスの事業化に向けて、必要な施策を実行してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループが更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底が重要であると考えております。

当社グループとしましては、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

⑥ コンプライアンス体制の強化

当社グループは、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行し、クリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本として、顧客の信頼を得ると同時に事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化してまいります。

今後、更なる事業拡大と企業価値の向上に向けて、引き続き日常業務における関連法令の遵守を徹底し、各種取引の健全性の確保、情報の共有化等を行うとともに、社内啓蒙活動を実施し、透明性のある管理体制の構築を図ってまいります。

当社グループにおきましては、引き続き、安全で安心な木構造の普及を促進させるべく、登録施工店・登録意匠設計事務所の安定経営のため、更なる施工性・性能アップを目指して品質管理及び商品企画開発に努め、顧客のニーズに総合的に応えていけるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業区分	事業内容
木造耐震設計事業	SE構法による木造建築に係る構造計算及び加工済建築資材の販売事業
その他の	省エネルギー計算サービス、長期優良住宅認定代行サービス等

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社

本店	東京都港区港南1丁目7番18号
支店	大阪府大阪市北区曽根崎新地1丁目1番49号

② 子会社

SE住宅ローンサービス株式会社	東京都港区港南1丁目7番18号
株式会社MAKE HOUSE	東京都港区港南1丁目7番18号
株式会社木構造デザイン	東京都港区港南1丁目7番18号

(7) **使用人の状況**（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業所名（所在地）	使用人数	前連結会計年度末比増減
東京本社（東京都港区）	82（9）名	11名増（5名）
大阪支店（大阪市北区）	8（1）名	2名減（▲1名）
合 計	90（10）名	9名増（4名）

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88（10）名	9名増（▲4名）	40.12歳	7.64年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、支配株主も含め、新たに関連当事者に該当する者と取引を開始する場合は、取引の内容に必要性・合理性が認められ、取引条件の妥当性が確保されているか否かを確認し、独立役員や監査役に対して意見を求め、取締役会の承認のもとに実施することとしております。また、関連当事者との取引を把握するために、役員等に対して毎年関連当事者取引に関する調査を実施しております。加えて、関連当事者一覧表を作成し、監査法人による確認を受けております。こうした取組みを履行することにより、少数株主やその他一般取引先に不利益が生じないように配慮いたします。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
② 発行済株式の総数 3,213,500株

（注）ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は24,000株増加しております。

- ③ 株主数 1,079名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社田杉総行	660千株	20.54%
田鎖郁夫	582	18.11
J. P. MORGAN BANK LUXEMB O U R G S . A . 1 3 0 0 0 0 2	217	6.77
杉山恒夫	217	6.75
杉山義久	202	6.29
双日建材株式会社	200	6.22
山河和博	90	2.80
グローバル・タイガー・ファンド4号投資事業有限 責任組	67	2.10
伊東洋路	60	1.87
MSIP CLIENT SECURITIES	54	1.70

（注）杉山義久氏は、2020年4月に養子縁組を解消したことにより姓を杉山から藤井に変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	杉 山 恒 夫	株式会社シティホテル美濃加茂 代表取締役 白川観光開発株式会社 代表取締役
代表取締役社長	田 鎖 郁 夫	株式会社MUJI HOUSE 専務取締役 一般社団法人木のいえ一番振興協会 理事 一般社団法人日本CLT協会 理事 株式会社一宮リアライズ 取締役 一般社団法人耐震住宅100%実行委員会 代表理事
専 務 取 締 役	杉 山 義 久	耐震構法部門長
取 締 役	長 屋 充 容	管理部門長 株式会社MUJI HOUSE 社外監査役
社 外 取 締 役	松 井 忠 三	株式会社松井オフィス 代表取締役社長 株式会社アダストリア 社外取締役 株式会社りそなホールディングス 社外取締役 株式会社ネクステージ 社外取締役 フェスタリアホールディングス株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	内 山 博 文	一般社団法人リノベーション協議会 会長 u.company株式会社 代表取締役 Japan.asset management株式会社 代表取締役
社 外 監 査 役	石 原 研 二 郎	SE住宅ローンサービス株式会社 監査役 MAKE HOUSE株式会社 監査役
社 外 監 査 役	峯 尾 商 衡	峯尾税務会計事務所 代表 イー・ガーディアン株式会社 社外取締役（監査等委員） ゴマブックス株式会社 社外監査役 株式会社ベビーカレンダー 社外監査役
社 外 監 査 役	秋 野 卓 生	弁護士法人匠総合法律事務所代表社員 株式会社一宮リアライズ 監査役 株式会社エプコ 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役松井忠三氏及び取締役内山博文は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 監査役石原研二郎氏、峯尾商衡氏及び秋野卓生氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石原研二郎氏は、公認不正検査士の資格、監査役峯尾商衡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 常務取締役山河和博は2020年2月29日をもって辞任により退任いたしました。なお、同氏は退任時において、当社の新規事業部門長及び株式会社SE住宅ローンサービスの代表取締役社長でありました。
5. 杉山義久氏は、2020年4月に養子縁組を解消したことにより姓を杉山から藤井に変更しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役松井忠三氏、社外取締役内山博文氏、社外監査役石原研二郎氏、社外監査役峯尾商衡氏及び秋野卓生氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、以下のとおりです。

会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、報酬の3ケ年分又は会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額のいずれか高い額を限度として、当該損害賠償責任を負うものとする（甲は会社、乙は対象となる社外役員を示す。）

- 一 乙がその在職中に甲から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額
- 二 乙が甲の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	7名 (2)	137百万円 (15)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 (3)	12 (5)
合 計 (うち 社 外 役 員)	10 (5)	150 (21)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月14日開催の第23期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年1月15日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額4,700千円（取締役5名に対し4,700千円）

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松井忠三氏は、株式会社松井オフィスの代表取締役社長、株式会社りそなホールディングス、株式会社アダストリア、株式会社ネクスステージ及びフェスタリアホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役内山博文氏は、一般社団法人リノベーション協議会の会長、u.company株式会社及びJapan.asset management株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役石原研二郎氏は、SE住宅ローンサービス株式会社及びMAKE HOUSE株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役峯尾商衡氏は、峯尾税務会計事務所の代表、イー・ガーディアン株式会社の社外取締役（監査等委員）、ゴマブックス株式会社及び株式会社ベビーカレンダーの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役秋野卓生氏は、弁護士法人匠総合法律事務所の代表社員、株式会社一宮リアライズの監査役、株式会社エプコの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 松 井 忠 三	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 内 山 博 文	当事業年度に開催された取締役会15回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 石 原 研 二 郎	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。会社の業務執行並びに監査役監査に対する豊富な経験と見識を兼ね備えており、重要事項の決定、業務執行の監督に関して、適切な発言を行っております。
監査役 峯 尾 商 衡	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 秋 野 卓 生	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に住宅・建築分野の法律に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査役監査規程等に基づき、適宜会計監査人の評価を実施し、当期における会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を決定しました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、監査役監査規程等に基づき、適宜会計監査人の評価を実施し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- ロ. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を、整備し取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ハ. コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する執行役員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- 二. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社内外窓口への通報については、適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- ロ. リスク情報等については執行役員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコンプライアンス委員会が行うものとする。
- ハ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

二. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

ロ. 執行役員会を設置し、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び当社グループの全般的な事業運営に関わる事項について協議する。

ハ. 予算管理規程に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。

ロ. グループ会社の管理は関連する業務を所管する部門長が行うものとし、取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。

ハ. 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役は、人事総務部内で任命された監査役スタッフに監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

ロ. 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた監査役スタッフに対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

ロ. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

ハ. 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づき、内部統制システムの適切な整備及び運用を行い、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化、内部監査体制の充実に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制に係る運用状況は以下のとおりとなります。

① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスに対する意識の向上を図るため、適宜幹部社員を対象とした教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透及び高揚に努めました。また、内部通報窓口を設置しコンプライアンスに関する懸念事項に関する相談を幅広く受け付け、問題の早期発見と改善に努めました。

③ 当社グループ会社経営管理体制

関係会社管理規程において、当社取締役会・執行役員会・担当役員のうち、規定された機関での承認を得ることを定めており、経営に影響のある規定事項の全項目について、本規程に基づいた承認手続きが適正にとられております。

④ 取締役の職務執行について

当社及び各グループ会社は、取締役会を定例で開催し、また必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、業績の報告及び経営上の重要事項の承認等を行っており、本取締役会に監査役も出席することで、取締役の業務執行の状況を監査しております。

⑤ 監査役の職務執行について

常勤監査役を含む監査役3名全員が取締役会へ出席し、取締役の職務執行状況を監査しております。

⑥ 内部監査及び財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準等に準拠した内部監査計画書を策定しております。内部監査室は、当該計画に基づき当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を経営者及び監査役へ報告しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対しての利益還元を経営の重要な課題として位置付けております。配当につきましては、事業計画や事業規模の拡大（成長・発展に必要な研究開発並びに設備投資用資金を含む）に向けた内部留保資金の充実を図りながら、各期の利益水準及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、単体業績に基づいた年間配当性向40%を基準とし、継続的かつ安定的に実施することを基本的な方針としております。

また、当社は期末の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当基準日は、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

第25期事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき期末配当として、1株につき26円を予定しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,043,862	流 動 負 債	2,215,068
現 金 及 び 預 金	2,707,744	買 掛 金	1,418,983
売 掛 金	898,267	電 子 記 録 債 務	450,631
電 子 記 録 債 権	2,967	未 払 法 人 税 等	29,371
有 償 支 給 未 収 入 金	377,179	賞 与 引 当 金	46,918
商 品	6,868	有 償 支 給 差 額	30,029
仕 掛 品	1,010	そ の 他	239,134
貯 蔵 品	3,160	固 定 負 債	650,357
そ の 他	48,387	預 り 保 証 金	582,008
貸 倒 引 当 金	△1,723	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	23,083
固 定 資 産	669,353	退 職 給 付 に 係 る 負 債	45,265
有 形 固 定 資 産	25,491	負 債 合 計	2,865,425
建 物 及 び 構 築 物	7,497	(純 資 産 の 部)	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	17,993	株 主 資 本	1,821,070
無 形 固 定 資 産	215,344	資 本 金	390,388
そ の 他	215,344	資 本 剰 余 金	263,466
投 資 そ の 他 の 資 産	428,517	利 益 剰 余 金	1,167,214
投 資 有 価 証 券	301,064	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△15,207
繰 延 税 金 資 産	52,506	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△15,207
そ の 他	76,276	非 支 配 株 主 持 分	41,927
貸 倒 引 当 金	△1,330	純 資 産 合 計	1,847,790
資 産 合 計	4,713,216	負 債 純 資 産 合 計	4,713,216

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,610,382
売上原価		5,060,189
売上総利益		1,550,193
販売費及び一般管理費		1,320,811
営業利益		229,382
営業外収益		
受取利息	33	
受取配当金	2,241	
持分法による投資利益	21,481	
ソフトウェア売却収入	4,828	
貸倒引当金戻入額	120	
雑収入	5,000	33,705
営業外費用		
補償費	3,873	
雑損	919	4,793
経常利益		258,294
税金等調整前当期純利益		258,294
法人税、住民税及び事業税	61,293	
過年度法人税等	9,299	
法人税等調整額	1,465	72,057
当期純利益		186,237
非支配株主に帰属する当期純利益		4,706
親会社株主に帰属する当期純利益		181,531

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	387,568	260,646	1,065,420	1,713,636
当連結会計年度変動額				
新株予約権の行使	2,820	2,820		5,640
剰余金の配当			△79,737	△79,737
親会社株主に帰属する 当期純利益			181,531	181,531
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)				
当連結会計年度変動額合計	2,820	2,820	101,793	107,433
当連結会計年度末残高	390,388	263,466	1,167,214	1,821,070

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 金 券 評 価 差 額 金	そ の 他 利 益 包 括 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	△4,860	△4,860	17,221	1,725,997
当連結会計年度変動額				
新株予約権の行使				5,640
剰余金の配当				△79,737
親会社株主に帰属する 当期純利益				181,531
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△10,347	△10,347	24,706	14,358
当連結会計年度変動額合計	△10,347	△10,347	24,706	121,792
当連結会計年度末残高	△15,207	△15,207	41,927	1,847,790

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,874,238	流 動 負 債	2,209,864
現 金 及 び 預 金	2,541,430	買 掛 金	1,419,261
売 掛 金	896,679	電 子 記 録 債 務	450,631
電 子 記 録 債 権	2,967	未 払 金	80,955
有 償 支 給 未 収 入 金	377,179	未 払 費 用	28,154
商 品	6,868	未 払 法 人 税 等	28,996
仕 掛 品	1,010	前 受 金	79,589
貯 蔵 品	2,888	預 り 金	9,935
そ の 他	46,937	賞 与 引 当 金	46,494
貸 倒 引 当 金	△1,723	有 償 支 給 差 額	30,029
固 定 資 産	603,338	そ の 他	35,815
有 形 固 定 資 産	23,883	固 定 負 債	650,357
建 物 及 び 構 築 物	7,497	預 り 保 証 金	582,008
工 具、器 具 及 び 備 品	16,386	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	23,083
無 形 固 定 資 産	211,993	退 職 給 付 引 当 金	45,265
そ の 他	211,993	負 債 合 計	2,860,221
投 資 そ の 他 の 資 産	367,461	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	36,656	株 主 資 本	1,632,562
関 係 会 社 株 式	203,351	資 本 金	390,388
出 資 金	550	資 本 剰 余 金	261,338
長 期 貸 付 金	1,930	資 本 準 備 金	261,338
長 期 前 払 費 用	560	利 益 剰 余 金	980,834
繰 延 税 金 資 産	52,506	利 益 準 備 金	17,537
そ の 他	73,236	そ の 他 利 益 剰 余 金	963,297
貸 倒 引 当 金	△1,330	繰 越 利 益 剰 余 金	963,297
資 産 合 計	4,477,576	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△15,207
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△15,207
		純 資 産 合 計	1,617,354
		負 債 純 資 産 合 計	4,477,576

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,550,114
売上原価	5,053,258
売上総利益	1,496,856
販売費及び一般管理費	1,278,504
営業利益	218,351
営業外収益	
受取利息	33
受取配当金	2,241
ソフトウェア売却収入	4,828
貸倒引当金戻入額	120
雑収	5,687
	12,910
営業外費用	
補償費	3,873
雑損	919
	4,793
経常利益	226,468
税引前当期純利益	226,468
法人税、住民税及び事業税	60,918
過年度法人税等	9,299
法人税等調整額	1,465
当期純利益	71,682
	154,785

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	387,568	258,518	258,518	17,537	888,248	905,786	1,551,874
当 期 変 動 額							
新株予約権の 行 使	2,820	2,820	2,820				5,640
剰余金の配当					△79,737	△79,737	△79,737
当 期 純 利 益					154,785	154,785	154,785
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	2,820	2,820	2,820	0	75,048	75,048	80,688
当 期 末 残 高	390,388	261,338	261,338	17,537	963,297	980,834	1,632,562

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△4,860	△4,860	1,547,013
当 期 変 動 額			
新株予約権の 行 使			5,640
剰余金の配当			△79,737
当 期 純 利 益			154,785
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△10,347	△10,347	△10,347
当期変動額合計	△10,347	△10,347	70,341
当 期 末 残 高	△15,207	△15,207	1,617,354

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社エヌ・シー・エヌ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田尻	慶太 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村	憲一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌ・シー・エヌの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・シー・エヌ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の

基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社エヌ・シー・エヌ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 尻	慶 太 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村	憲 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌ・シー・エヌの2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

株式会社エヌ・シー・エヌ 監査役会

常勤社外監査役 石原 研二郎 ㊞

社外監査役 秋野 卓生 ㊞

社外監査役 峯尾 商衡 ㊞

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

会社沿革

1995年の阪神淡路大震災の悲劇を繰り返さないために、
日本に安心・安全な木構造を普及させ、
資産価値のある住宅を提供する仕組みをつくることを目的に、
セブン工業株式会社と日商岩井株式会社（現双日株式会社）の合併会社として設立しました。

沿革		
1996年	12月	セブン工業株式会社と日商岩井株式会社（現双日株式会社）の合併会社として株式会社エヌ・シー・エヌ設立
1997年	10月	SE構法の販売を開始
1999年	9月	「瑕疵保証制度」に先駆け「SE住宅性能保証制度」を開始
2003年	12月	SE構法を使用した住宅ブランド「重量木骨の家」の供給を開始
2004年	1月	株式会社良品計画との合併子会社「ムジネット株式会社（現株式会社MUJI HOUSE、現持分法適用関連会社）」へ資本参加し関係会社化
2006年	9月	設計事務所ネットワーク事業を開始
2012年	3月	貸金業の代理業務及び金融商品の仲介業等を目的としてSE住宅ローンサービス株式会社（現連結子会社）を設立
2015年	6月	住宅業界向けBIMソリューションの開発と展開を目的として、ペーパーレススタジオジャパン株式会社と株式会社MAKE HOUSE（現連結子会社）を設立
2016年	7月	レジリエンス認証を取得
2019年	3月	東京証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場
2020年	2月	SE構法以外の非住宅木造建築物の構造設計と生産設計をおこなうことを目的として、ネットイーグル株式会社と株式会社木構造デザイン（現連結子会社）を設立

会社の目標

日本に安心・安全な木構造を普及させる。
日本に資産価値のある住宅を提供する仕組みをつくる。

日本の建築基準法では木造住宅は構造計算が義務化されていません。
以下のように建築基準法第20条に規定されています。

建築基準法第20条（4号特例）による構造計算が必要な木造建築物

構造の種別	規模（階数または延べ床面積）
木造	① 階数が3以上の建築物 ② 延べ床が500㎡を超える建築物 ③ 高さが13mを超える建築物 ④ 軒の高さが9mを超える建築物

出所：新日本法規出版「確認申請MEMO」

当社は、創業当時からすべての木造建築物に構造計算を行うために
独自の木造建築用の建築システム「SE構法」を開発しました。
安心・安全な木構造を普及させることで、日本の住宅の資産価値の向上に向けて
事業を展開しております。



耐震構法
SE構法

事業の内容

当社グループの第25期（2020年3月期）の事業の内容は以下のとおりであります。

当社グループは、「木造耐震設計事業」が事業のほとんどを占めており、新規事業等を「その他」として区分しております。

木造耐震設計事業では、物件の用途や規模に応じて「住宅分野」と「大規模木造建築（非住宅）分野」に区分するとともに、「住宅分野」につきましては、工務店ネットワークを通じて展開する「ネットワーク展開」と、ハウスメーカーを通じて展開する「ハウスメーカー対応」に分類して事業展開をしております。

その他には、新規事業として省エネルギー計算サービスなどが含まれます。



健全な財務体制

ネットキャッシュ※1：約21億円（預り保証金控除後、有利子負債なし）
純資産は1,847百万円で自己資本比率は38.3%
流動資産構成比率※2：85.8%

※1：ネットキャッシュ＝現預金－預り保証金

※2：流動資産構成比率＝流動資産÷総資産

連結貸借対照表推移

単位：百万円

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
資産の部			
流動資産	3,228	4,179	4,043
現金及び預金	1,911	2,771	2,707
売掛金等	1,260	1,330	1,278
その他	57	76	57
固定資産	509	649	669
有形固定資産	38	31	25
無形固定資産	114	221	215
投資その他の資産	356	397	428
資産合計	3,738	4,828	4,713
負債の部			
流動負債	2,085	2,464	2,215
買掛金等	1,761	2,052	1,869
その他	323	411	345
固定負債	606	638	650
預り保証金	559	581	582
その他	47	57	68
負債合計	2,692	3,102	2,865
純資産の部			
資本金	137	387	390
資本剰余金	10	260	263
利益剰余金	877	1,065	1,167
その他	20	12	26
純資産合計	1,045	1,725	1,847
負債・純資産合計	3,738	4,828	4,713

財務指標

単位：百万円

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
ネットキャッシュ※1	1,352	2,190	2,125
自己資本比率	27.5%	35.4%	38.3%
流動資産構成比率※2	86.4%	86.6%	85.8%

SDGsへの取り組み

持続可能な社会づくりに向けて

SDGsは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、国連サミットで採択された2030年までの国際的な目標です。途上国から先進国まで、多様な社会的課題を踏まえた17の目標が幅広い分野で設定されており、企業にも目標達成に向けた貢献が期待されています。

当社では、SDGsで定められた17のゴールの中から事業を通じて以下のゴール達成に取り組みます。



SDGs重点テーマ

テーマ	ゴール		具体的な取り組み
① 木造建築の耐震化率の上昇	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	・ 木造耐震設計事業の推進 ・ 耐震住宅100%運動
② 木造化率の上昇	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	15 陸の豊かさも守ろう	・ 木構造デザイン設立 ・ CLTの活用
③ 省エネ住宅の普及	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	11 住み続けられるまちづくりを	・ 省エネ実態調査
④ 首都圏集中から地方の活性化	11 住み続けられるまちづくりを		・ YADOKARI(株)との資本業務提携 ・ フォレストリビング

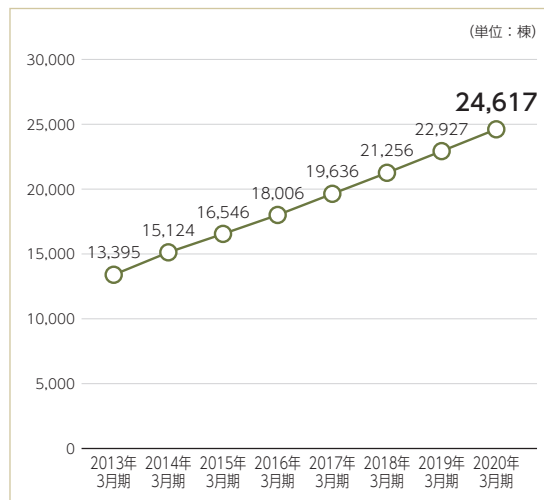
①木造建築の耐震化率の上昇

木造耐震設計事業の推進

2020年3月期の構造計算出荷棟数は1,690棟（前期比101%）となり、25年間の累積出荷数は24,617棟となりました。

今後も日本に安心・安全な木構造を普及させるべく事業展開してまいります。

SE構法構造計算書 累積出荷数



耐震住宅100%運動

「日本の家を100%耐震に。」をスローガンに活動している一般社団法人耐震住宅100%実行委員会の会員として、耐震100%運動に参加しております。

2020年3月期は既存住宅の地震対策として「木質耐震シェルター70K」を共同開発いたしました。

また、耐震住宅100%実行委員会が2020年3月13日付で国土交通省の告示による「安心R住宅制度（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度）」に事業者団体として登録されたことにより、既存住宅の流通活性化についての検討も開始いたしました。



「木質耐震シェルター70K」イメージ

②木造化率の上昇

SE構法以外の構法も扱う非住宅木造分野の構造設計事業の展開に向けて合併会社設立

木造プレカットCAD開発トップシェアのネットイーグル株式会社（福岡県福岡市、代表取締役社長：祖父江久好）とともに、さらなる非住宅木造市場の喚起に向けて、SE構法以外の非住宅木造建築物の構造設計と生産設計を行う合併会社「木構造デザイン」を設立いたしました。



CLT※の実験住宅「CLTHUT」に構造設計・技術協力

一般社団法人木のいえ一番協会の会員として、CLT低層住宅の実験棟である「CLTHUT」において、構造設計と技術協力を行いました。



※CLT：Cross Laminated Timber（直交集成板）の略

③省エネ住宅の普及

SE構法登録施工店を対象とした「省エネ実態調査」を実施

建築物省エネ法改正にさきがけて、全国の登録施工店（125社）が供給する住宅（138事例）の省エネ性能について実態調査を実施し、概ね高い性能水準にあることを確認いたしました。

省エネ実態調査結果表（サンプル）

調査対象		調査結果	
地域区分	6地域	調査対象	調査結果
住宅性能評価	22H	H24A720	1A4級
省エネ性能評価	22H	1A4級	1A4級
省エネ性能評価	22H	1A4級	1A4級

※ 本調査は、建築物省エネ法改正にさきがけて、全国の登録施工店（125社）が供給する住宅（138事例）の省エネ性能について実態調査を実施し、概ね高い性能水準にあることを確認いたしました。

④首都圏集中から地方の活性化

YADOKARI株式会社と資本業務提携

世界中の新たな暮らしの調査研究・メディア運営、小屋・可動産活用による遊休地や暫定地の企画・開発、まちづくり支援を手がけるYADOKARI株式会社（本社：神奈川県横浜市、共同代表取締役：さわだ いっせい / ウエスギセイタ）と、「住」の視点からこれからの豊かさを考え、新たなライフスタイルを提案していくことを目的に資本業務提携いたしました。



フォレストリビングにSE構法によるアウトドアウッドデッキを提供

千葉県いすみ市にオープンした「いすみフォレストリビング」のキャンプ場内に、SE構法によるアウトドアウッドデッキを提供いたしました。

「いすみフォレストリビング」は地域の資源を活用した新たな滞在スタイルを体感する施設です。SE構法によるウッドデッキは屋外建築物として森の中に配置され、グランピング用の施設として利用されています。



株主総会会場ご案内図



会場

品川プリンスホテル メインタワー15F トパーズ15
東京都港区高輪4丁目10番30号

交通

新幹線・JR線・京浜急行線の品川駅（高輪口）徒歩約2分。

品川プリンスホテルは、品川駅から徒歩約2分とアクセスが大変便利です。駐車場には限りがございますので、電車をご利用ください。

- 新型コロナウイルス感染拡大防止については、別紙をご参照ください。
●また、懇談会は開催いたしませんので、何卒ご理解くださいますようお願い
申し上げます。